

# 平成23年第1回甲良町議会臨時会会議録

平成23年2月10日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第3 発議第1号 濱野議員の議員資格決定の件
- 第4 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件
- 第5 資格審査特別委員会の設置と委員の選任について
- 第6 会期の延長（2月10日～2月21日（11日間延長））
- 第7 発議第3号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議（案）  
について

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
6番	宮寄光一	7番	建部孝夫
8番	藤堂一彦	9番	山田壽一
10番	西澤伸明	11番	藤堂与三郎

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	総務課長	山本貢造
会計管理者	山本昇	住民課長	山崎義幸
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	陌間守	保健福祉課参事	中川愛博

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午後 2時10分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年第1回甲良町議会臨時議会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 藤堂一彦議員および9番 山田議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第2号を議題といたします。

議案第2号については、予算決算常任委員会に付託され、審議が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 平成23年2月10日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

審査の結果、原案可決。

2. 審査経過。

議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

地域活性化・きめ細やかな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の制度の説明をとの問いに、きめ細やかな交付金は公共施設の整備、公用施設の建設、修繕等に使えるとして、西小学校エレベーター設置に充てた。

また、光をそそぐ交付金、知の地域づくりとして図書館、各学校の図書資料の整備と図書館の多目的トイレを設置し図書館の環境を整えるとのことであった。

入札参加申請の制度が変わったと思うが、制度改革の要綱、説明会の周知徹底をどうするのか、また、契約管理システムの変更について業者への周知徹底はとの問いに、2月1日の課長会で説明した。今後は「甲良町契約事務処理マニュアル」を作成し、従来の事務的な見直し、伝票の一括的な流れ等について契約行為にかかわる職員を中心に説明会を開くとのことであった。

また、現行の規則等は見直し、3月議会に上程し、業者への説明会は3月議会後に実施するとのことであった。

議会費の弁護士費用の内訳と、なぜ甲良町の顧問弁護士に依頼をしなかったのかとの問いに、費用の内訳は着手金として31万5,000円、その他実費、諸費用が18万5,000円であり、弁護士については百条委員会で決定され、依頼をされたとのことであった。甲良町には顧問弁護士がいる。その弁護士に頼んだら着手金が要らなかったのではないかと問いに、今回は行政がお願いしたのではなく、議会（百条委員会）から依頼をされて、その費用が必要であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上でございます。

○藤堂議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第2号 平成22年度甲良町一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

この時期に補正予算を組むという意義について考えました。民主党政権が昨年10月8日に閣議決定したという資料をいただきましたが、その後の国会審議を経て、新たに創設された交付金が各市町におりてきたわけですが、これがそれぞれ2,500億円、1,000億円と大変貧弱であり、かつ、今国民の暮らしと営業を直撃している問題を解決する内容になっていないということでありました。私は、経済対策は何よりも働く国民の賃金を増やす方向に転換すべきであり、その元凶となっている巨大企業の莫大なため込み金244兆円の内部留保金を社会と経済、国民の暮らし、農業などの支援に還元すべきであることを強調したいと思います。

ここに私、資料を持ってまいりましたが、これはパンフレットであります。

「いのちの山河」という映画が八日市の文芸会館でせんだって行われました。私は見る機会を失いましたが、パンフレットをいただきましたが、岩手県の旧沢内村の「いのちの行政」と、こういうように言われた深澤晟雄村長の足取りを記録した映画でありました。パンフレットを見ますと、一気に何ページかのパンフレットではありますが、今日本が抱える社会保障の貧弱さ、そして命や暮らし、とりわけ命と健康を重視しない政治のゆがみを告発した内容になっています。その上で、私は甲良町の課題で言えば23年度の予算編成

たけなわだと思いますが、この機会に政治のあるべき筋を提起をしておきたいと思えます。

21年度決算資料で見る滞納額、税等ですね。滞納額合計は3億6,937万4円もの、この問題は、町民生活の苦しい現状の一端と、ルールなき不公平な行政対応が長年続いた歪みを体現したものだと思えます。前者の改善策は、生きる権利を支える医療、介護、住宅などの負担の軽減であり、何よりも命は等しく尊重される政治、行政だと思えます。後者は、長年続いた同和特別体制、財政支出、負担など、格差をなくして、誰もが平等に生きる権利であり、その平穏さを侵害されない権利であります。この柱で町民の暮らし、現状に寄り添って、国が見向きをしなかつても、少しでもこれらの支援を優先すべきだと考えます。住宅リフォーム補助制度の創設、医療費公費負担を中学校卒業まで拡充する問題、水道の低量利用者の、これは10立米までの家庭の料金体系の変更であります。軽減策、農業生産の支援など、の充実などが求められます。来年度の予算編成に当たり、これらの課題を優先的に進めて町民の暮らし、福祉第一の充実を求めたいと思えます。

今回の補正予算は、国の枠組みに縛られた面があるというものの、町民生活を直接温める施策には弱いことを率直に指摘しないわけにはいきません。しかし、今回、障害児童への対応であり、図書の実充であり、その限定的な範囲での補正予算でありますので、問題ないものと認めて賛成討論としたいと思えます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり結することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 濱野議員の議員資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、濱野議員の退場を求めます。

(1番 濱野議員 退場)

○藤堂議長 藤堂一彦議員ほか4名から、濱野議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しがお手元に配布いたしましたとおりであります。

藤堂一彦議員から説明を求めます。

8番 藤堂一彦議員。

○藤堂議員 それでは、議長の許しを得ましたので、私の方から資格決定要求についての説明を行います。

この要求書を提出させていただきましたのは2月8日でございます。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者は、甲良町議会議員 建部孝夫、甲良町議会議員 西澤伸明、甲良町議会議員 木村修、甲良町議会議員 宮寄光一、そして私、藤堂一彦でございます。

資格決定要求書。

次の議員が地方自治法92条の2の規定に該当するかどうかについて、地方自治法127条第1項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添えて、会議規則第100条の規定により要求します。

記。

1、議員の氏名、濱野圭市議員。

2、理由（証拠となるべき事実関係）。

①、濱野圭市議員は、官製談合に絡む「恐喝未遂被告事件」裁判にかかわって、(株)浜野工務店の実質的経営者であることを認める供述・証言をしている。

②、建設業法違反にかかわり、愛荘町が下した行政処分（指名停止）において「株会社浜野工務店 浜野圭市」と平成22年9月6日付にて処分書に記載されている。この処分書は公開されており、訂正の形跡、本人の異議申し立てが現在まで行われていないとい見受けられます。

このことは、妻の詳子氏に「社長」を譲ったけれども、実質は濱野議員自身が経営者であり、責任者であることを公言、自認しているものと思慮される。

よって、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）に該当するものと解する。

3 証拠となる資料の添付。

①、濱野圭市議員が浜野工務店の実質的経営者であることを自認したことを示す上申書。

②、愛荘町が下した行政処分書（謄写）。

以上でございます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

今の理由書をお聞きしたところ、濱野議員が供述調書等に、自分が実質経営者だというような発言があったというようなことも書いてありますし、そして、愛荘町の行政処分、指名停止の通知を濱野圭市ということになっていきますけれども、私もちょっと調べたところ、愛荘町の方の指名停止の通知は、代理人選任届を提出してあるので、代理人として濱野圭市が愛荘町に行っているということで濱野圭市に通知があったということを愛荘町の行政さんの方からお聞きしておりますし、そして、供述調書は、私も拝見したことはないんですけども、実際拝見しなければ文面的なことで、文章的なことで確認をしていただかなければこのような理由は成り立たないのではないかなというような思いをしておりますので、ぜひこの理由を究明していただき、しかるべき判断をしていただきたいと思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 連名で提出していますので、質疑については答えも含めてこの5名が回答ができるというようにご理解いただいて、議長、裁量をお願いしたいというように思います。

今、山田議員が言われました供述書の問題であります。これは、私ども見る機会はありません。しかし、公判がございました。公判の席で、玉木弁護士が供述調書を引用しながら、あなたが、つまり濱野圭市氏が証人の時期であります。去年の9月だったと思いますが、そのときにそれを引用して、実質的経営者と自認していますが、そうですか、こういう質問をされて引用をされています。

また、上申書にもありますように、この上申書を見る権利がある、見る義務がある、上申書ではありません、供述調書です、を見る資格がある宮寄議員がそれを見て上申書としてしたため議長に提出されています。これが、うそか本当かというのは、これから審議が始まる特別委員会で論議がされる問題でありまして、そういう点でも私は明確だというように思います。

さらに、こういう2つの決定的な証拠となった問題は以前から指摘をされています。これは僕、以前からも言っていましたが、入札行為に議員が直接参加をする。そして、下請業者や、それから建設業の仲間うちでは、濱野圭市氏は浜野工務店の経営者の言動をしている、こういうことがずっとうわさでありました。うわさを証拠として私たちは出すことができませんので、こういう2つに絞ってきたということでもありますので、全体の兼業禁止に触れるのではないかというのは、官製談合疑惑が浮上した一昨年7月以来から指摘をされていた問題であります。こういう問題をいよいよきちっとし

た証拠に基づいて兼業禁止に当たるのではないかということで論議を始めようということです、そういうように進めていきたいと私も考えております。

○藤堂議長 ほかにはありませんか。

この審議は、提出と同時に委員会を設置しなければならないというふうになっていますので、今の提起に関しましては委員会で十二分な審議を尽くしていただきたい、このように思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

濱野議員の入場を許します。

(8番 濱野議員 入場)

○藤堂議長 濱野議員にお尋ねします。

今のところ弁明の申し出がありませんけれども、弁明の機会を与えよということになっておりますので、弁明をされますか。

濱野議員の資格についての弁明を許します。

濱野議員。

○濱野議員 先般予算決算の委員会がありまして、それが終了と同時に、本日、今、上げられておる資格審査委員会ですか、そのような設置を、特別委員会ですか、設置をされて、こうこう、こういうようなことで資格を調べるといような通知をいただきました。本当に突然のことで大変びっくりを、驚いております。

一応目は通しましたというようなところで、宮寄議員の上申書もついてございますし、まず、大きな点では1番、2番というようなことで、官製談合に絡む裁判にかかわって、実質経営者であるというようなことの認める供述とか証言をしていると。検察側の調書、また警察側の調書にそのような部分の内容のものが書いてあるというような宮寄議員の上申書にも書いてございます。

しかしながら、私もいろいろとその件に関して県警なり、また検察にいろいろと調査を、取り調べをしていただきまして、私の口から私が実質経営者であるということは一切言った覚えもございません。ただ、言葉の流れで、前後でそのような文言が入ってあるかは定かではございません。

しかしながら、そういうようなことで上申書を書いておられる以上、一度警察、また検察側に、しっかりとどういう流れの文章の中でこのような「役員に就く株式会社浜野工務店」とか、「私が実質経営する浜野工務店」とか書かれていたとかいうようなことで宮寄議員は見たというような表現だけ

で、私があたかも実質経営者であったかのような表現をなされていることに対して大変疑問を感じております。おそらく文章の前後にいろんなことが書かれてあるものの一部を抜き出されて書かれたものかなというふうに思います。

ぜひそのようなことをしっかりと説明をしていただくことは大変必要なことだと思いますので、警察なり、また検察の調書をしっかりとコピーなり、警察の方でも、検察の方でも立ち会いのもとで皆さんでしっかりと調査をしていただいて、それが、私が本当にあたかも経営をしているというようなことに、会社の役員であるというようなことにとられるのかというような部分もしっかりと調べていただきたいというふうに思います。

当然のことながら、私は選挙に出る前までは株式会社浜野工務店の代表取締役をやっておりました。出馬前に社長を他の者に譲り渡して、私は本当に一社員でございます。決して会社の役員にはなってございません。当然出馬のときも、今も、登記を見ていただいたらわかるように、一社員の、株式会社浜野工務店の一社員というようなことでございます。

また、ほかにも何かこう、裁判所で聞かれたような内容が、4人が経営する経営者であり、4人が技術者であるというような文言で、私があたかも実質的な経営者であるようなことも書かれてございますけれども、たしか私は裁判所におきましては、私の会社は本当にちっぽけな会社で、本当にみんなが経営者の感覚で、また、あるときはみんなが技術者の感覚で、本当に地元密着でこつこつやっている会社だというようなことをしゃべったような記憶がございます。決して私がみずから経営者であるというようなことは言ったこともございません。

それと、愛荘町から入札関係のことで書類が届きましたというようなことで、その部分も入ってございます。その中に、株式会社浜野工務店、濱野圭市というようなあて名が書いてある。なぜ、あなたはそのような文書が届いたのに、すぐ役所の方に訂正の形跡、また本人の異議申し立ても一切してないと。だから、あなたは経営者であるという認識が非常に高いのではないかなというようなこともこの理由書の中に書かれております。

愛荘町におきましては、指名願を出すときに、当然甲良町の場合、ちょっと若干忘れましたが、代理人の届けを出すようになってございます。社長がある社員に入札関係のことやらを委任をしたりとかいう場合に誰を代理人にするかというようなところで、その代理人届に私の名前が掲載をされております。そういった関係で株式会社浜野工務店、濱野圭市という代理人、本当は代理人濱野圭市としてあるのが本来の文書かなというふうに思うんですけれども、愛荘町の役場では株式会社浜野工務店、濱野圭市というような

会社あてで通知が届いてございました。当然私が代表取締役、濱野圭市としてあれば、愛荘町の方に即刻訂正なり、また異議申し立てはしてたというふうに思うんですけども、代理人であるというようなことで、入札関係のというようなことで私は理解をいたしておりましたので、決して役所から来た通知が私が社長であるというような文書ではないと私も理解していますし、当然愛荘町の方もそのように理解をされた上で私の方に提出をされたというふうに思っております。

現実問題、私は本当に長らく建設業をやっておりまして、当然議員に出るときは、この92条の2、兼業禁止、当然いつも注意を払っております。そういったことから、このような会社で役員に新たにになったとか、そういうこともございませんし、本当に選管の方でも十分チェックもしていただいて、このように現在に至っているわけでございます。ただ、そういった文言の中で経営者の感覚があるとか、そのようなことで92条の2の規定に、兼業禁止に該当するというようなことで、資格を、調査をしていただくと、それはそれでいいのかもわかりませけれども、本当に議員という身分を守るという上でもしっかりと、間違いのない委員会の運営をしていただいて、的確な判断を、また委員の方が誰になるかわかりませけれども、していただきたいというふうに思います。

それと、宮寄議員の方からの上申書が出てございます。皆さんご存じのとおり、まだ宮寄議員は公判中の方でございます。まだ裁判の結果も出てございません。そういった結果もししっかりとふまえた上で判断をしていただくというふうに私はお願いをしておきたいというふうに思います。

また、司法にかかわるような調書の中身であるとか、警察の調書の中身に書いてあったというようなことでございます。その辺をどうやって確認をしていただくのかという部分も十分と委員会の方で調査をしていただきたい。それをお願いをいたしておきます。

いずれにしても、このような委員会が設置されまして、私のことについていろいろと皆さんにご審議願うわけですけれども、本当に的確な判断をしていただいて、いい結果を出していただきたいと私はそのように願っております。本当に以前から皆さんそれぞれ職業を持っておられる方、持っておられん方もおりますけれども、議員の中には。建設業にかかわっている議員さんも過去には沢山おられたというふうに思います。いろんな問題があったかと思っておりますけれども、私は当然のことながら出馬当時から十分注意は払っておるつもりでございます。こういったことで審査をしていただくというのは大変残念ですけれども、本当に間違いのない、適正な結果を出していただきたい、このようにお願いをいたしまして私の弁明といたしたいと思っております。

○藤堂議長 この件については、これで終わります。

今、濱野議員からの申し立てがありましたように、設置されました委員会では今の弁明をふまえて、十分に議論されるように申し添えておきます。

次に、西澤議員から、ほか4名の議員から、山田議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しは、お手元に配布いたしましたとおりであります。

西澤議員から説明を求めます。

ごめんなさい、ちょっと戻らせてください。

次に、今のちょっと取り消してください。今の発言を取り消させていただきます。次に、日程第4 山田議員の議員資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、山田議員の退場を求めます。

(9番 山田議員 退場)

○藤堂議長 西澤議員ほか4名の議員から山田議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しは、お手元に配布いたしましたとおりであります。

西澤議員から説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 要求書を読み上げて提案にかえさせていただきます。

平成23年2月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

甲良町議会議員 藤堂一彦、甲良町議会議員 建部孝夫、甲良町議会議員 木村修、甲良町議会議員 宮寄光一、そして私、西澤です。

資格決定要求書。

次の議員の被選挙権の有無について、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添え、会議規則第100条の規定により要求します。

記。

1、議員の氏名、山田壽一議員。

2、理由（証拠となるべき事実関係）。

①、山田壽一議員は、日常的に住まいされている「愛荘町常安寺711番地」あるいは「愛荘町常安寺712番地」を表示している。「官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件」公判にかかわって、「愛荘町常安寺711番地」に居住している供述をしている。また、年賀状は「愛荘町常安寺712番地」と記載して送付されている。電話帳には、「愛荘町常安寺712番地」とあり、広告欄には「愛荘町常安寺711番地」と記載している。

②、山田壽一議員が住民登録をしている「甲良町長寺599番地の5」には、水道や電気等もなく、人間が居住できる「家」そのものがない。

上記のことは、甲良町の区域内に生活の実態、「生活の本拠」がないことから、公職選挙法第9条第2項および同第10条で規定されている「住所要件」を満たしておらず、被選挙権を有していることにはならないと解する。

3、証拠となる資料の添付。

①、年賀状（謄写）

②、「甲良町長寺599番地の5」にある敷地および建物の写真（謄写）です。

③、「甲良町長寺599番地の5」の公図。

④、「愛荘町常安寺711番地」を居住と表明していることを示す上申書。

加えまして、添付資料に証拠となる資料をつけております。その中に、3枚目ではありますが、写真が掲載をされています。3つの写真であります。住民票が甲良町に登録されているところの写真であります。少なくともここに家具類、そして住まわれた形跡がございません。見られたように、作業小屋であり、物置小屋であり、ポストが2つありまして、そのポストは名前が書かれていません。表札もありません。ここにありますように、水道もございません。

そういう点でも、私は公職選挙法による住所要件、異常に広い幅がございますが、その点でも審査をする必要があります、提案とさせていただきます。

○藤堂議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、山田議員の住居を問題にしているわけですが、山田議員は長寺の住民として長寺区も認めているし、区の協議費も納めています。そしてまた、町税も甲良町に納めています。また、長寺の役員として区の事業にも非常に積極的に参加もしています。そして、甲良町のPTAの役員も務めてきました。

住んでいるところに問題があるのなら、過去4期16年、議員として議会活動をしてきた大野與一前議員はどうか。ここに大野氏の住民票の写しがあります。大野氏は、元金澤組の従業員でありましたので、この住民票で確認しましたところ、住所は犬上郡甲良町228番地の10、そして前住所が滋賀県彦根市葛籠町34番地の2ですので、大野氏がもともとは長寺の人であったんですが、結婚して呉竹に来て、彦根市葛籠町に住んでいるし、選挙に立候補したときから現在まで彦根市葛籠町に住んでいます。このことは道路を1つ挟んだ建部議員が一番よく知っているはずですが。建部議員と大野

議員の道路は1本挟んで彦根市と甲良町の境界です。

大野氏も呉竹の住民として認められ、呉竹区に協議費も払い、そして納入もしているし、区の役員もしていました。ここにいる藤堂与三郎議長も、大野議員とは2期、そして西澤議員も大野議員とは2期、議員としてともに一緒に活動してきました。

今、山田議員の資格問題を言うのであれば、なぜ大野議員の、前議員のそのときの資格を問わなかったのか。大野氏は4回も資格審査を選管で受けつけている。そして、山田議員は2回補欠選挙も含めて選管で厳しいチェックを受けて立候補している。そうなれば、これはやはり選管、この山田議員の資格審査をする前に、やはり選管の責任問題として選管の見解もぜひとも聞く必要がある。これは単に山田議員、資格の問題やなしに、全般的にかかわってくる問題であります。

よって、このような問題を、過去の事例にもかかわってきますので、この時期にこういう問題を審査するのではなしに、まず、このような問題が過去にあったということを議員がしっかりと把握して、いろいろな視点から議論して行政に改善を求めるべきだと私は思うのであります。

○藤堂議長 ほかに質疑はありますか。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、質疑は終わりますけれども、委員会の中で、当然選挙管理委員会の委員を呼んで慎重にその意見を聞いてください。

それでは、これで質疑を終わります。

山田議員の入場を許します。

(9番 山田議員 入場)

○藤堂議長 山田議員から自己の資格について弁明したいとの申し出はありませんが、山田議員、資格についての弁明はありますか。されますか。

山田議員。

○山田議員 9番 山田です。

この理由書についてですけれども、なるほどそういう形にはなっておるんですけれども、私は昭和31年に養老で生まれ、32年から甲良町長寺西の428番地に住所登録、そして戸籍も移しております。住んでいるのはずっと、53年間、4年間、全くあの場所で、今のところで住んでおります。

住所変更というのは、途中で428の6が立ち退き問題いろいろありまして、もとの父の親もとが存在がなくなり、他人のものになったものですから、それはちょっと時間がおいてあったんですけれども、それから今現在599の5番地に土地を購入しまして、平成3年5月に599の5に住民登録を変

更いたしております。それからは、今ずっと現在に至っておりますが、私は子どものころから甲良町長寺西の住民として、自分では甲良町民だと思っ  
ずっと来ておりますし、そして、学校も甲良町の学校へ行かせていただき、  
行政的にも甲良町のサービスを今現在でも受けております。また、長寺西区  
の自治会の12組という十数軒の、私の今住んでいるところ、隣、いろいろ  
が長寺西区の12組という地域になっております。自治会も長寺西区に存続  
はしております。

今の住んでいる場所は本当に複雑な場所で、愛荘町、そして豊郷町、そし  
て甲良町と3つの町が隣接する三角地帯というような場所にもあります。い  
ろんな、愛荘町の方もおられますし、甲良町の方もおられますし、豊郷町  
の方もという形で、住所はそのままでどこかへ住民登録しているという形にな  
っています。私はもともと甲良町に子どものころから住民登録をしてありま  
すので、ずっと甲良町という形はとっております。

いろいろ私は学校関係、甲良町関係、長寺西区の区の役員としても協力さ  
せていただき、頑張ってきたつもりでございます。そして、最初の選挙は、  
補欠選挙ではございましたけれども、長寺西区の推せんをいただき、皆さん  
に応援をしていただき、当選をさせていただきました。二度目もそのままの  
申請をし、そのまま当選をさせていただきました。私は、これがだめだとい  
うのならばしかるべき選管からの指導があったのではないかなと、私自身は  
思っております。選管の方がどのような判断をされるのかわかりませんが、  
選管の方の判断、そしてまた特別委員会の委員の皆さんのご判断を、適切  
なご判断をいただき、私はそれに従おうと思っております。

私が違法な行為を行っていると思われればそういうふうに判  
断をしていただいたら結構ですし、私は自分では決して違法な行為ではな  
かったと自分自身思っております。

残念ながらこういう結果にはなったんですけども、委員会で本当に皆さま  
もこれから、私も甲良町民として頑張っていきますし、今まで頑張ってきた  
つもりでもあります。そして、町民の方も、私は甲良町民だというように思  
ってくれていると私は信じております。

以上で弁明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長 以上で、2件の議員資格決定の件については終了いたしますが、  
今、山田議員からの弁明にありましたような部分につきましては、関係機関  
を提出してもらって、十二分に審議を尽くしてください。

次に、日程第5 資格審査特別委員会の設置と委員の選任についてを議題  
といたします。

議員の資格決定については、会議規則第101条の規定によって委員会の

付託を省略することができないことになっています。したがって、本件については、甲良町議会委員会条例第6条第2項の規定により、6人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたします。

資格審査特別委員会名簿を配布してもらいます。

(資格審査特別委員会名簿配布)

○藤堂議長 お諮りをいたします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

したがって、資格審査特別委員会の委員はお手元に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

資格審査特別委員会委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選により選任するとなっておりますので、次の休憩中に資格審査特別委員会を開催され、委員長の選任をお願いいたします。

ここで、議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

(午後 3時00分 休憩)

(午後 3時34分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 8番 藤堂一彦です。

先ほど資格決定要求書を説明させていただきました。

その中で、ちょっと字句の訂正をお願いしたい。1字挿入をお願いしたい。その中で、大きい2番の理由の後段ですけれども、このことは妻の「詳子」とありますのを、「詳子氏」と「氏」を入れていただきたい。社長を譲ったけれどもというふうな、呼び捨てになっておりますので、ちょっと不備という、「氏」だけ挿入をお願いします。よろしくをお願いします。

以上です。

○藤堂議長 それでは、諸般の報告をいたします。

さきの休憩中に資格審査特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われました。その結果、審査特別委員会委員長に建部議員、副委員長に藤堂一彦議員が互選されました。

また、日程については、2月15日10時から濱野議員の資格審査特別委

員会を開催、また2月15日14時から山田議員の資格審査特別委員会を開会することに決定をいたしましたので、ご報告します。

濱野議員と山田議員におかれましては、資格審査特別委員会にて弁明の機会が与えられますので、希望があれば2月14日までに申し出てください。

なお、答弁書の提出については日程があまりありませんので15日までに提出できなければ委員長に申し出てください。

次に、日程第6 会期延長の件を議題といたします。

先ほども言いましたとおり、議員の資格決定については会議規則第101条の規定によって委員会の付託を省略することができないことになっています。したがって、本臨時会の会期を本日から2月21日までの11日間、再度延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から2月21日までの11日間延長することに決定をいたしました。

日程第7 発議第3号 山田議員から宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)が提出されています。

この発議は、提出者、山田議員、賛成者、濱野議員、金澤議員、丸山議員の3名ということで、動議は成立いたします。

地方自治法第117条の規定によりまして、宮寄議員の退場を求めます。

(6番 宮寄議員 退場)

○藤堂議長 訂正をしておきます。今、名前を呼び上げました中に、「こういち」と言いましたが、「みつかず」の誤りですので訂正をします。

それでは、山田議員の提案説明を求めます。

山田議員。

○山田議員 発議第3号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年2月10日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 甲良町議会議員 山田壽一。

賛成者 甲良町議会議員 濱野圭市、賛成者、甲良町議会議員 金澤博、

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二。

本議会は、甲良町議会議員 宮寄光一君を以下の理由により議員辞職を勧告するものであります。

2010年7月6日、自分の息子さんが行った扶養親族届が、扶養手当の親族の届けが認められないことに腹を立て町職員をおどしたとして再逮捕され、昨年8月の初公判において職務強要を本人も認めておられます。

甲良町議会議員の立場でありながら職員に「おまえら、総務課にいられんようにしたるわ」などと威圧をかけ、甲良町に対し、息子である職員が多額の扶養手当を不正受給し損害を与えたことは、甲良町議会の品位と町民に対する不信感を大きく持たせたことは重大であります。

また、今、彼は談合疑惑の恐喝未遂事件の公判中でありますけども、どのような結果になるかわかりませんが、このような議員は本当に甲良町議員として品位を欠くものと思ひ、重大なことだと考えております。これに対して決議のほど、よろしく願いいたします。

平成23年2月10日。

甲良町議会。

以上でございます。

○藤堂議長 山田議員の提案説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この文面で、勧告決議（案）の文面で、議会の品位というように書いておられます。議会の品位とはどういうものを指すのか、どういう認識をされているのか、お答えいただくのと同時に、その文面を読まれた後、さらに品位を強調されました。こういう点で、何が品位を傷つけているか、そして議会の品位とは何かということについてどういようにお考えか、示していただきたいと思ひます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 議会というものは、町民の代表の、選挙で選ばれた町民の代表が集まり、甲良町のために一生懸命討論し、考案し、いろいろなことを考えなければならない場所だと思っております。

そしてまた、甲良町にプラスになる考え方を持って日々議員として行動しなければならない立場だと考えております。

よって、宮寄議員は甲良町に対して、10万円弱ではございますけども、職員をそのように恫喝し、甲良町の税金を、損害を与えたという、本当にあるまじき行為を行ったと。議会人として品位を欠くものと考えております。

以上です。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂議員 この中に書いております2010年7月6日、去年の7月6日

というふうに書いているんですけども、それはもう既に光一君は警察に行っていたのと違いますか。たしか6月議会の最終日やったかな、19日やったかな。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 彼は、6月15日に最初逮捕され、7月6日に勾留期限切れで勾留を解かれる。解かれてすぐまた再逮捕ということで、それが7月6日に、この職員強要という罪を追加をされて逮捕されたと私は認識しております。

○藤堂議長 今の件ですけども、山田議員の発言の方が正しくて、一彦議員さんの方は、ちょっと認識がずれていますので。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 宮寄光一議員の辞職勧告決議に対する私の態度を表明させていただきます。

1つは、宮寄議員のおどされています、過去乱暴だった行為を容認することはできないのは明白であります。品位と言いますれば、品位を乱暴に壊すのも1つでありますし、紳士の面をして私たちの税金を横取りをする。しかも、それは議員という地位資格を持ちながら横取りをする。こういうことの疑惑を持たれること自体、大いに品位を汚している問題でありまして、百条委員会で疑惑ありと。断定はまだしておりません。刑事事件についてもこれからであります。しかし、こういう1年以上にわたって議員の地位、しかも町民の代表という形で疑惑を持たれる根拠を持って持たれてまいりました。こういう品位こそ問題にしなければなりません。その上で、判決も出されていないことが1つであります。

また、官製談合疑惑に絡む恐喝未遂事件で容疑を認めなかったために無理やりこの容疑は引っ張り出された感じを私は持っています。

次に、そして、当時の町長、総務主監が、扶養手当について該当しないことを道理をもって、だめなものはだめ、説いて説得すれば、この事件は起こり得なかったもの、しかも、この事件が21年7月に起こったとされています。今から見れば2年近くたっています。そういう問題を今出すということ自体が、この恐喝未遂、それから強要罪、これがそのときに告発をされ、そして問題にされていなかったという問題でありまして、恐喝未遂事件の初公判でも玉木弁護士が強調しました。政治的背景を考えねばならない。こういうことで出された問題として受けとめています。

そういう点では、根本的な反省を私はその後されているように認識をしています。それは公の場で、大変申しわけないことをした、これは、口は誰でも言えます。しかし、過去に前町長の味方として、町長派としていろんな工作に加わってきたことを彼は明らかにしました。そして、そういう体質を甲良町で本当に根本からなくすという点でも議会で表明をし、そして、公判でも表明をされています。実際にその行動をされています。

私は、全部の宮寄議員の行動を容認し、賛同するものではありません。しかし、議員であるべきでない、こういう辞職を迫るということには、ここに挙げられた理由は全く当たらないというように思います。私は、人間にはいろんな過ちがあります。そして、それを乗り越えて今の当面する課題、そして自分の律するところを明らかにして活動をする。これは非常に大事であります。そのことを町民に示す必要がありますし、そのことは私たち、4年ごとに改選をされるということがあります。

ですから、議員を続けるか、やめるかは、本当に本人が確かめること、そして議員失職の根拠は法で定めています。それに当たるかどうかになると思いますので、私はこの期間に議員辞職を求める決議（案）には賛同しかねることを表明させていただきます。

○藤堂議長 ほかに。

建部議員。

○建部議員 時あたかも平成21年7月9日に官製談合が疑われる入札がある、そのような事件が起こった。宮寄光一議員の息子の扶養申請、それは出されたけれども、事務手続上の対応のまずさがあって宮寄議員は、俗に言う言葉を荒らげて言葉の暴力を発しました。

当時、私は当時の山崎町長、野瀬主監が認めた扶養手当であります。そのことが後々官製談合疑惑が出てきて、それもその訴えも半年以上過ぎてからその訴えがされて、その検察なり裁判の取り調べの中で、警察の事情聴取の中で山崎前町長と野瀬主監が、宮寄議員にはこういうこともありましたというので職務強要をされたということが発覚して再逮捕となったのであります。

私は、当時のことを振り返りますと、総務課、野瀬主監、山崎前町長の対応のまずさ、先ほど西澤議員が申し上げました。あかんならあかん、だめなものはだめと毅然とそこで断るべきであった。それを本人の言葉の暴力でもって屈して、もしその手当を支給したとなれば、これはどこに責任があるか。私はその当時の町長、野瀬主監の責任が大きなものがあると思います。確かに言葉の暴力はよくありません。しかし、その対応のまずさがまずその原因をつくっております。

そういうことから、私は今回の、ここに掲げている理由、損害を与えたと

なっておりますが、これは後でその損害は返されております。でも、本当にその当時をさかのぼったら、本当にその扶養申請が不当なものであったのか、ほかにも例外があって申請が通っている人もあったのか。ほんまに不当なら、なぜそのときにははっきりと断っておくべきであったものがこういう事件を引き起こした。そのことがやっやとしてから、官製談合の恐喝未遂という事件で訴えた、私は4人組と言っていますけれども、その4人組の2人が宮寄議員にはこういうこともあったということで初めて警察が取り上げて、甲良町にも被害届を出せと警察が言いに来た経過があります。

そういうことからして、この決議につきましては、議員辞職に値しないということで反対の討論といたします。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 4番 金澤です。

今、甲良町町民は、私にこういうことを言っています。起訴もされず、逮捕もされていない議員の辞職勧告を出して、なぜ逮捕された議員の辞職勧告は出さないのかと、甲良町議会はどうなっているんだと。これでは甲良町議会は飲酒運転で逮捕されても議員の辞職勧告を出さないのと同じじゃないかと、そういうふうにあります。

だから、先ほど西澤議員と建部議員はいろいろ言いましたけれども、当然起訴されて、逮捕された議員は、進退をみずから本来は明らかにするのは当然であります。

よって、先ほど山田議員が言いましたように、本当に議会議員としてあるまじき行為をとったんですから、これは辞職勧告に値すると私は思います。

○藤堂議長 ほかに意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

日程第7 発議第3号 宮寄光一甲良町議会議員に対する議員辞職勧告決議(案)を採決します。

お諮りをいたします。

宮寄光一議員に対する議員辞職勧告決議(案)に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 着席願います。

念のため、反対の方はご起立願います。

(反対者起立)

○藤堂議長 可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項後段の規定により、議長が採決するとあります。

私の意見は、反対であります。

その理由の1つに、宮寄議員は確かに公判中でありまして、裁判は判決が出るまで推定無罪の原則が働きますので、否決いたします。

したがって、本議案は否決されました。

ここで、宮寄議員の入場を許可します。

(6番 宮寄議員 入場)

○藤堂議長 ただいま宮寄議員が入場されました。

ご報告申し上げます。

山田議員の発議は、賛成少数で否決されましたことを報告します。

ここで、宮寄議員からただいまの報告に対してご意見なり、発言を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 ただいまの議長の報告によりますと、否決されたということですが、この今回の議員辞職勧告決議（案）に対しまして、言いわけをするつもりはございませんが、現在私の裁判は現在進行中というか、審理中でありまして、まだ判決が確定しておりません。

それと、この案の中に、「おまえら、総務課にいられんようにしたるわ」などとという文言がありますが、これはどこから引用されたのか、ちょっと疑問、私自身は疑問に思っておるところですが、職務強要の部分に関しては公判で内容が争われておりません。ここに認めているとされておりまして、この事実を争っていないだけであります。私はそういう認識であります。

ということで、本来ならば議員として起訴された時点でこういうことをおのずと考えなければならぬ立場ではございましたが、10月8日に保釈という形ではございますが、帰ってまいりまして、私の支持者に相談しましたところ、無罪を争っているんだから頑張れというご支持がございまして、私も悩んだ末、民意を大きく受け入れまして現在に至っております。今後とも議員活動を頑張らせていただく所存でございます。

しかしながら、こういう議員辞職勧告決議（案）が提出されたということに対しましては、真摯に受けとめまして、今後の活動に活かしていきたいと思えます。

以上です。

○藤堂議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第1回甲良町議会臨時議会2日目を散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 藤 堂 一 彦

署 名 議 員 山 田 壽 一